

令和4年度 第5回江北町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年8月4日(木) 9時00分から9時30分

2. 場 所 江北町公民館 講座室

3. 出席委員 (13人)

会 長	大串 俊實	副 会 長	江頭 幸典
1 番 委 員	相原 里美	2 番 委 員	小林 茂
3 番 委 員	岸川 満子	4 番 委 員	武富 直樹
5 番 委 員	大串 勲	6 番 委 員	百武 正博
7 番 委 員	中島 吉信	8 番 委 員	岸川 正基
9 番 委 員	百崎 浩一郎	10 番 委 員	千住 蔵男
11 番 委 員	山中 康一		

4. 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

第2 報告第1号 非農地証明の発行について (1 件)

第3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について (8 件)

第4 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について (1 件)

第5 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の意見決定について (8 件)

5. 農業委員会事務局職員

局 長	本村 健一郎
次 長	宮本 大樹
係 長	金原 広和
主 事	原田 健太郎

6. 会議の概要

- 係 長 只今から令和4年度第5回総会を開会いたします。
- 総会を始めますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、短時間での議案審議をお願いいたします。
- 係 長 本日の出席委員は13名中13名で、農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定されている過半数の出席により総会は成立しております。
- それでは、江北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長にお願いします。
- 議 長 これより議事に入ります。
- まず、日程第1の議事録署名委員、及び会議書記の指名を行います。
- 議 長 江北町農業委員会会議規則第10条第3項の規定に関する議事録署名人ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
- (異議なし)
- 議 長 それでは、5番委員、6番委員をお願いいたします。
- なお、本日の会議書記には江北町農業委員会事務局係長を指名いたします。
- 議 長 それでは、日程第2、報告第1号「非農地証明の発行について」ですが、事前にお知らせしたとおり、報告内容について、事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 それでは報告第1号をご覧ください。
- 【報告第1号朗読後、説明】**
- 内容の報告は記載のとおりでございます。
添付書類も含め、完備しておりましたので書類を受理しております。
以上で、報告を並びに説明を終わります。
- 議 長 それでは、報告第1号について質問等ある方は挙手をお願いします。
- (質問、意見なし)
- 議 長 それでは、日程第3、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による届出について」ですが、事前にお知らせしたとおり、新型コロナウイルス感染症対策のため報告内容について、事務局の朗読を時間短縮のために省略いたします。

議 長 それでは、報告第2号について質問等ある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議 長 つづきまして、日程第4、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を、議題に供します。今月の議案は1件となります。
それでは、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案第1号の議案書をご覧ください。

転用目的は集会所駐車場の拡張、地目は田、第1種農地、所有権移転で転用面積は、642平方メートルです。
当該農地は筑後川下流白石平野土地改良事業の施工に係る区域内の農地であることから第1種農地と判断しました。

許可基準としまして、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと判断できます。

説明は以上となります。

議 長 ありがとうございます。続きまして、地区担当委員からの現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議案1号を、3番委員に説明をお願いいたします

3番委員 現地確認を行った結果、WCSを作付けされて入り、収穫終了後駐車場拡張作業にはいる予定です。また生産組合、水利等についても協議済であり、転用による地域農業への影響は無いと思われます。

議 長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの地区担当委員及び、事務局の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり許可相当とし、県知事に意見書を送付します。

議 長 つづきまして、日程第5、議案第2号の農業経営基盤強化促進法に基づく「江北町農用地利用集積計画の意見決定について」を、議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、第2号の議案書をご覧ください

江北町長より令和4年8月4日付けで農用地利用集積計画の意見決定を求められています。

第2号議案、受付は8件でございます。公社利用で新規の賃貸借が4件、再設定が2件、新規の再設定2件となっております。面積は、33,848平方メートルです。

他の議案と同様に、議案の詳細の朗読を省略させていただきます。

議 長 では、地区担当委員からの現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

受付番号1番・7番・8番を、会長
受付番号2番を、2番委員に、
受付番号3番を、7番委員に、
受付番号4番・5番・6番を、10番委員に、
それぞれお願いいたします。

会長 受付番号1番について、米を作付けされており管理も十分であるため問題ないと思われれます。

2番委員 受付番号2番について、大豆を作付けされており管理よくされているため問題ありません。

7番委員 受付番号3番について、裏作からの作付けの予定で管理も良くされており問題ありません。

10番委員 受付番号4番について、大豆を作付けされており良く管理もされており問題ありません。

10番委員 受付番号5番について、大豆を作付けされており良く管理もされており問題ありません。

10番委員 受付番号6番について、大豆を作付けされており良く管理もされており問題ありません。

会長 受付番号7番について、大豆を作付けされており管理も十分であるため問題ないと思われれます。

会長 受付番号8番について、大豆を作付けされており管理も十分であるため問題ないと思われれます。

(質問、意見なし)

議 長

ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。

ただいまの議案内容、地区担当委員の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定することとし、江北町長に意見書を送付いたします。

議 長

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

(意見無し)

議 長

よろしいでしょうか、それでは以上をもちまして、江北町農業委員会第5回総会を閉会いたします。

9 : 3 0 閉会

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第27条の規定に基づく議事の顛末を記録し、記載のとおりであることを認め、ここに署名する。

江北町農業委員会

会 長

(議事録署名人)

5 番委員

6 番委員

(会 議 書 記)

事務局職員
